

地域医療支援病院の概要

令和6年11月1日 医療政策課

1 制度の趣旨

患者の身近な地域で医療が提供されることが望ましいことから、かかりつけ医やかかりつけ歯科医を地域における第一線の医療機関と位置づけるとともに、他の医療機関との適切な役割分担と連携を図っていく必要がある。

このため、かかりつけ医やかかりつけ歯科医を支援し、二次医療圏単位で地域医療の充実を図る病院として、平成9年の第3次医療法改正により地域医療支援病院の制度が設けられた。

2 名称使用の承認手続き

都道府県知事は、下記要件を満たす病院について、医療審議会の意見を聴取した上で、地域医療支援病院の名称使用の承認を与えることができる（H26.4.1一部改正）。

(1) 他の病院又は診療所から紹介された患者に医療を提供し、かつ、病院の施設等を当該病院に勤務しない医師等に利用させる体制が整っていること。

要件：紹介外来制の原則（ア～ウのいずれかに該当すること）及び共同利用の実施

ア 紹介率（紹介患者数／初診患者数）が80%以上

イ 紹介率が65%以上、かつ逆紹介率（逆紹介患者数／初診患者数）が40%以上

ウ 紹介率が50%以上、かつ逆紹介率が70%以上

(2) 救急医療を提供する体制を有すること。（①又は②のいずれかに該当すること）

① 前年度の救急搬送患者数／救急医療圏人口×1,000 が2以上

② 前年度の救急搬送患者数が1,000以上

(3) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力（研修プログラム、研修施設、研修委員会の設置等）を有すること。また、当該病院以外の地域の医療従事者が参加する研修会を年間12回以上開催すること。

(4) 原則として200床以上の病床を有すること。

(5) 集中治療室、病理検査施設、病理解剖室、研究室、図書室などを有すること。

3 宮城県地域医療計画における地域医療支援病院の整備目標

既に各二次医療圏に1ヶ所以上整備されているが、仙台医療圏に集中（10病院）している。

第8次計画では、引き続き1ヶ所以上整備されている状態を維持することを目指す。

4 県内の地域医療支援病院（13病院）

	病院名	開設者	承認日	病床数	二次医療圏	備考
1	みやぎ県南中核病院	みやぎ県南中核病院企業団	H16.11.19	310床	仙南	
2	仙台厚生病院	(一財) 厚生会	R6.4.8	409床	仙台 (青葉区)	移転。旧病院はH14承認
3	宮城県立こども病院	(地独) 宮城県立こども病院	H18.11.15	241床	〃 (青葉区)	
4	東北労災病院	(独) 労働者健康安全機構	H21.11.24	548床	〃 (青葉区)	
5	仙台オープン病院	(公財) 仙台市医療センター	H10.9.1	330床	〃 (宮城野区)	全国第1号の承認
6	仙台医療センター	(独) 国立病院機構	R1.5.1	660床	〃 (宮城野区)	隣地移転。旧病院はH17承認
7	東北医科薬科大学病院	(学) 東北医科薬科大学	H25.3.1	600床	〃 (宮城野区)	
8	仙台市立病院	仙台市	H26.11.1	525床	〃 (太白区)	
9	仙台赤十字病院	日本赤十字社	R1.11.28	389床	〃 (太白区)	
10	JCHO仙台病院	(独) 地域医療機能推進機構	R4.12.1	384床	〃 (泉区)	泉区に移転。旧病院はH23承認
11	坂総合病院	(公財) 宮城厚生協会	H19.12.25	357床	〃 (塩竈市)	
12	大崎市民病院	大崎市	H26.6.28	500床	大崎・栗原	
13	石巻赤十字病院	日本赤十字社	H20.5.23	460床	石巻・登米・気仙沼	